

防火対象物点検結果報告書

根拠規定	消防法第8条の2の2	
届出者	防火対象物の管理について権原を有する者	
提出時期	1年に1回	
提出方法	防火対象物点検結果報告書を2部(正本・副本)作成し、報告先に提出します。	
報告書様式	様式ダウンロードに有ります。	
報告先(防火対象物の存する地域)	合併前の豊田市内全域	豊田市消防本部予防課 豊市長興寺5丁目17番地1 (消防本部庁舎2階) 電話番号:0565-35-9706
	合併前の足助町、旭町、稲武町及び下山村	足助消防署 管理課 豊田市桑田和町中貝戸6番地 電話番号:0565-62-0119
	合併前の藤岡町及び小原村	藤岡小原分署 豊田市木瀬町楡本1525番地1 電話番号:0565 76-0150
受付時間	月曜日から金曜日(祝日を除く。)の8時30分~17時15分	